

制度の名称	被災者生活再建支援制度																																											
支援の種類	給付																																											
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</li> <li>●支給額は、次のとおりです。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)</li> </ul>																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>(住宅の被害程度)</th> <th colspan="2">(住宅の再建方法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①全壊 (損害割合50%以上)</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">④大規模半壊 (損害割合40%台)</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">⑤中規模半壊 (損害割合30%台)</td> <td rowspan="3">-</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table>					基礎支援金	加算支援金		計	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円	④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円	⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円	賃借(公営住宅を除く)	25万円
	基礎支援金	加算支援金		計																																								
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)																																										
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																								
		補修	100万円	200万円																																								
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円																																								
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																								
		補修	100万円	150万円																																								
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円																																								
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円																																								
		補修	50万円	50万円																																								
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円																																								
<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援金の用途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。 詳しくは、内閣府の防災情報のページ <a href="http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/shiensya.html">http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/shiensya.html</a> 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。</li> </ul>																																												
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●制度の対象となる自然災害は、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等</li> <li>●制度の対象となる被災世帯は、以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①住宅が「全壊」した世帯</li> <li>②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</li> <li>③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</li> <li>④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)</li> <li>⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)</li> </ul> </li> <li>●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。</li> </ul>																																											
お問い合わせ	都道府県、市町村																																											